

## 論文非掲載：学術誌の公正性と倫理性をめぐる問題事例の検討

松井 健志<sup>1)</sup> 會澤久仁子<sup>1)</sup> 丸 祐一<sup>2)</sup>  
 栗原千絵子<sup>3)</sup> 齊尾 武郎<sup>4)</sup>

1) 独立行政法人国立循環器病研究センター医学倫理研究室

2) 鳥取大学地域学部地域政策学科

3) 「臨床評価」編集スタッフ

4) フジ虎ノ門健康増進センター

### Publication denied: A case analysis of infringement of publication integrity and ethics

Kenji Matsui<sup>1)</sup> Kuniko Aizawa<sup>1)</sup> Yuichi Maru<sup>2)</sup>  
 Chieko Kurihara<sup>3)</sup> Takeo Saio<sup>4)</sup>

1) Office for Research Ethics & Bioethics, National Cerebral and Cardiovascular Center

2) Department of Regional Policy, Faculty of Regional Sciences, Tottori University

3) Editorial Staff, Clinical Evaluation

4) Fuji Toranomom Health Promotion Center

#### Abstract

Obviously, both the editors and publishers of academic journals for medical research bear a heavy responsibility for publishing their articles in a fair and ethical manner. In this article, we present a case of sudden cancellation of scheduled publication of an article, which we experienced, in an influential Japanese journal on nursing research without any logical explanation from them. The manuscript already had been peer-reviewed and revised according to the referee's comments. The galley proof was already marked with corrections and ready for the publication. But the publisher suddenly cancelled its publication without any convincing reasons. We assert their decision of cancellation of the scheduled publication infringes the editorial integrity and independency as well as the credibility and transparency of the peer-review system of the academic journals.

#### Key words

academic journal, peer review, editor, integrity, publication ethics

*Rinsho Hyoka (Clinical Evaluation)* 2014 ; 42 : 513-7.

## 1. はじめに

近年、医学系研究をめぐる研究不正や利益相反に関する不祥事が相次ぎ<sup>1~3)</sup>、わが国の医学界の公正性と信頼性が大きく揺らいでいる。これら不祥事においては、研究者の社会的・倫理的責任と、研究資金を提供する企業の公益との向き合い方が特に問われている。しかしながら、研究の公正性、信頼性は、これら二者のみによって担保される訳ではなく、計画・実施から分析・結果公表に至る過程のすべての関係者が等しく各々に求められる公益上の責務を誠実に果たすことが求められる<sup>4)</sup>。特に、結果公表の段階においては、報告を行う研究者のみならず、報告を受理し、刊行する学術専門誌（以下、「学術誌」という。）の出版・編集者もまた重要な社会的・倫理的責務を担っている。

著者らのうち松井、會澤は最近、看護研究を扱う有力な国内学術誌で、公正な学術研究の公表過程を出版・編集者が毀損した事例を経験した。そこで本稿では、この事例を取り上げ、医学系学術誌における出版・編集者の社会的・倫理的責務について問題提起したい。

## 2. 『看護研究』誌（医学書院）における採用決定論文の非掲載事例

本事例は、『看護研究』論文審査委員会での査読・再査読を経て、「原著論文」として「採用」の審査結果通知（2014年4月18日付）を同誌から受けていたにも拘わらず、事前の協議・連絡等のないまま、刊行直前に至り突如、最終的な社内決裁を進める中で「内容的に」掲載困難であると判断され、「非掲載」の通知（2014年9月12日付）（以下、「本通知」という。）を同社看護出版部および同誌編集室<sup>5)</sup>から受けたものである。当該論文は、同誌での著者校正後そのままの内容で変更を加えず、『臨床評価』本号web版に、本論説とともに収載することとした<sup>6)</sup>。

この論文は、同誌に掲載されたその姉妹論文<sup>7)</sup>

における米国での看護研究倫理指針の歴史的発展過程の考証結果を受けて、日本看護協会による「看護研究における倫理指針」<sup>8)</sup>（2004年）の成立に至るまでの歴史的過程を詳細に検証し、1980年代以降の日本での看護研究倫理の枠組み形成過程において、現在主流の研究倫理との間に重大な原理的ズレが生じたことを指摘するとともに、そのズレによってわが国の看護研究倫理が正義原則に関して大きな課題を残していることを考証した学術論文であった<sup>6)</sup>。

当該論文は、本通知が届くより前に、査読意見として採用条件に付された細かな指摘事項について著者にて対応・修正した原稿を返信し、その修正原稿に基づきすでに同誌編集室が初校を行い、著者校正まで済ませていた。また、当該論文についての原稿料の振込先情報の返信および別刷り注文票の返信を行い、原著論文として発表される旨が広告<sup>9)</sup>にも掲載済みであった。

## 3. 非掲載通知の問題の焦点

### 3.1 決定プロセスの問題

本通知には、当該論文の内容のどの部分が掲載を困難とするのかに関する説明は一切見られない。もしも論文内容に問題があって掲載が困難ならば、編集室校正・著者校正に至る以前、即ち、約5ヶ月前の論文採否の通知段階においてそれを理由として不採用とする、あるいは、少なくとも問題箇所についての適切な再考・修正をこの約5ヶ月の間に求める、のいずれかの対応が当然なされるべきであった。

今回のように、これらのいずれもないままに、掲載予定の論文に対して、刊行直前に「内容的に」掲載が困難であるということを理由に、非掲載とする旨を後から一方的に通知することは、学術誌の一般常識として極めて異常な事態であり、著者－出版・編集者間の信義則を大きく損なう行為といえる。

### 3.2 編集者の独立性と公正性の問題

学会誌、商業誌の別を問わず<sup>10)</sup>、学術誌では通常、学術上の意見論争のためのバランスの取れた分別ある議論の場を提供する媒体として機能する必要があり<sup>11)</sup>、学術誌の編集者には独立性 (editorial independency) と公正性 (editorial integrity) が保障されている必要がある<sup>12~17)</sup>。すなわち、論文採否の判断については、編集者が最終的な説明責任 (accountability) を負い、その判断には学術誌のスポンサーや出版社／オーナー、あるいは学術誌運営に関与する個人・団体等からの如何なる圧力も加わってはならない<sup>13, 18~21)</sup>。

本事例のように、非掲載の最終判断を出版社が行うことは、編集者の独立性を損なう非倫理的な行為となる。あるいは、もしも今回の決定が編集者によるものであったのであれば、論文審査委員会による査読を経て編集者が一旦下した採用判定を、その同じ編集者が、著者との協議もなく、また明確な理由を述べることもないままに一方的に覆すことは、編集者の公正性を毀損するという自己破壊的な行為だったといえよう<sup>15, 17)</sup>。

### 3.3 査読システムの信頼性の問題

更に、今回のように、査読を経て原著論文として一旦採用決定されたものが、後になって出版社・編集者によって一方的に覆されるならば<sup>18)</sup>、それは医学系学術誌における学術論文の査読システム全体の透明性と信頼性を大きく損なうことになる。仮に、同誌では通常とは異なる採否決定過程が採用されていると考えたとしても、そのことが投稿規程において明確化されていないことは<sup>22)</sup>、それ自体が問題である<sup>23)</sup>。

## 4. 考察：国内外の類似事例をめぐって

本事例のように異常な形での非掲載判断が出される場合、世界的に著名な医学系雑誌でさえも類似事例が数々生じていることから考えても<sup>11, 18~21, 24)</sup>、その背景にあり得るのは、①どうあっても当該論文の公表を取り止めさせたいという、当該誌に影

響力を持つ何らかの個人・団体等からの不当な外的圧力があつた可能性<sup>26)</sup>、②そうした影響力を持つ個人・団体等に対する編集室側の気遣いによる不適切な自主規制がなされた可能性、あるいは、③当該論文の内容が読者の反感等を買ひ、営利出版社としての売り上げが減少することを危惧した可能性、の3つが考えられる。今回の場合には、かつてシンガー (P. Singer) が経験したものとは大きく異なり<sup>27, 28)</sup>、当該論文の内容が読者や社会一般からの反感を買うことは通常想定し難いため、①又は②の背景があつたと推察するのが最も合理的であるように思われる。

奇しくも、今回の非掲載通知の直前に、ジャーナリスト・池上彰氏の連載記事を朝日新聞が不掲載とした問題をめぐって、朝日新聞が自らの誤りを認めて謝罪する事件があつた<sup>29)</sup>。このように出版・編集者の社会的・倫理的責務が社会的に問われている只中で、国内有数の学術誌において今回の問題が発生したことは極めて遺憾である。しかし、本事例の提起した問題は、単に出版倫理上の問題に留まるものではなく、むしろ、わが国の医学系研究全体にまで、その公正性や倫理性を蝕む社会的病弊が蔓延していることの一つの顕れに過ぎないのかもしれない。

## 5. 結論

本稿で述べたような、合理的な根拠・理由も示さず、また正当なプロセスを経ない中で、掲載予定論文の突然の非掲載決定は、真正で公正な学術研究の保持・推進という大きな社会目的の達成において、出版・編集者が負うべき社会的・倫理的責務を著しく毀損する行為である。今回の事例は、学術研究全体の健全な営みにおける、出版・編集者が果たすべき社会的・倫理的責務は何か、という問いを改めて投げかけるものであつた。本事例を通して、学術研究の公正性と倫理性の向上のために、社会として講じるべき対応について今後も考証していく必要がある。

## 付記

松井、會澤の連名で、同社看護出版部と同誌編集室に宛てた2014年9月25日付質問・通知書により、非掲載の理由説明を求めるとともに、真正な学術研究の場において倫理性をめぐる問題事例として取り上げ、しかるべき学術的議論を行う旨を通知したところ、本稿執筆中の10月2日付で回答書が同社看護出版部から届き、「真正な学術研究の場において倫理性をめぐる問題事例として今後議論していただけますと誠に幸甚に存じます」との返答を得た。本論説および当該論文の本誌掲載を機に、今後さらに検討を深めたい。

## 謝辞

本稿における考察の一部は、学術研究助成基金助成金(若手研究(B))「看護学研究に求められる倫理性に関する研究」(課題番号23792537)における研究活動の一部である。

本論説内容に対するご示唆とご支持をいただいた、井上悠輔(東京大学)、内田英二(昭和大学)、大北全俊(東北大学)、北尾良太(千里金蘭大学)、高嶋佳代(東京大学)、田代志門(昭和大学)、遠矢和希(国立循環器病研究センター)、土井香(獨協医科大学)、旗手俊彦(札幌医科大学)、武藤香織(東京大学)(敬称略)に感謝するとともに、ここに記さない多くの専門家の方々からも貴重なご助言をいただいたことに感謝する。

## 参考文献・注

- 1) 独立行政法人理化学研究所. 研究論文(STAP細胞)の疑義に関する調査報告について(その2); 2014 Apr 1 [cited 2014 Oct 5]. Available from : [http://www.riken.jp/pr/topics/2014/20140401\\_2/](http://www.riken.jp/pr/topics/2014/20140401_2/)
- 2) 独立行政法人理化学研究所. 「研究不正再発防止のための提言書」の公表について; 2014 Jun 12 [cited 2014 Oct 5]. Available from : [http://www.riken.jp/pr/topics/2014/20140612\\_2/](http://www.riken.jp/pr/topics/2014/20140612_2/)
- 3) 厚生労働省. 高血圧症治療薬の臨床研究事案を踏まえた対応及び再発防止策について(報告書); 2014 Apr 11 [Cited 2014 Oct 5]. Available from : <http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/0000043367.html>
- 4) 田中高政. よりよい論文を生み出すための著者・査読者・編集者の協働. 日本看護倫理学会誌. 2012; 4(1): 49-51.
- 5) 同誌には「編集委員会」はなく、看護出版部に編集室が置かれ、「編集顧問」と「編集協力者」が配備されている。
- 6) 松井健志, 會澤久仁子. 看護における研究倫理指針の歴史的展開—日本での形成・発展と残された課題. 臨床評価. 2014; 42(2): 519-30. Available from : [http://homepage3.nifty.com/cont/42\\_2/p519-30.pdf](http://homepage3.nifty.com/cont/42_2/p519-30.pdf) なお、本論文はもともと、看護研究(第47巻6号)に掲載予定とされていた。
- 7) 松井健志, 會澤久仁子. 看護における研究倫理指針の歴史的展開—米国での形成と発展. 看護研究. 2014; 47(5): 450-60.
- 8) 社団法人日本看護協会. 看護研究における倫理指針. 2004年 [Cited 2014 Oct 6]. Available from : <http://irb-showahp.jp/puraibasikennkyuu3.pdf> 同指針は長らく日本看護協会のWeb (URL : [http://www.nurse.or.jp/nursing/international/icn/definition/data/guiding.pdf#search='日本看護協会 看護研究倫理指針'](http://www.nurse.or.jp/nursing/international/icn/definition/data/guiding.pdf#search='日本看護協会%20看護研究倫理指針')) 上に掲載され自由にアクセス可能であったが、本稿の執筆にあたって改めてアクセスしようとしたところ、Web上から削除されていることを確認した(2014年10月6日現在)。なお、ここに挙げたURLのPDFファイルの一部(p.10-34)には現在も同指針が掲載されている。
- 9) 医学書院AD BOX. 目次内報: 看護研究: 第47巻第6号(2014年9-10月号); last updated 2014 Jun 30 [cited 2014 Sep 25]. Available from : <http://www.igsadbox.net/magazine/00228370/contents.html>
- 10) Kendall C, Murray S, Horton R, Gastel B. Are Guidelines on Editorial Independence Enough to Protect the Canadian Medical Association Journal and Other Journals? *Science Editor*. 2006; 29(5): 152. Available from : <http://www.councilscienceeditors.org/wp-content/uploads/v29n5p152.pdf>
- 11) Armstrong PW, Cashman NR, Cook DJ, Feeny DH, Ghali WA, de Gruijl FR, et al. A letter from CMAJ's editorial board to the CMA. *CMAJ*. 2002; 167(11): 1230.
- 12) WAME. Recommendations on Publication Ethics Policies for Medical Journals; no date [cited 2014 Sep 25]. Available from : <http://www.wame.org/about/recommendations-on-publication-ethics-policie>

- 13) WAME. Policy Statements: The Relationship Between Journal Editors-in-Chief and Owners (formerly titled Editorial Independence) ; first posted 2000 Jun 19, last modified 2009 Jul 25 [cited 2014 Sep 25]. Available from : <http://www.wame.org/policy-statements>
- 14) International Committee of Medical Journal Editors. Recommendations for the Conduct, Reporting, Editing, and Publication of Scholarly Work in Medical Journals. 2013 Dec [cited 2014 Sep 25]. Available from : <http://www.icmje.org/icmje-recommendations.pdf>
- 15) The CMAJ Acting Editor-in-Chief, Editor Emeritus, Interim Editorial Board and Advisor to the ad hoc CMAJ Governance Review Committee. Editorial Independence and Accountability. 2006 May 10 [cited 2014 Sep 25]. Available from : <http://www.cmaj.ca/site/pdfs/messagefromeditor.pdf>
- 16) Parmley WW. What Did We Learn from the New England Journal of Medicine? *J Am Coll Cardiol.* 2000 ; 35 (1) : 254.
- 17) Tugwell P. Editorial accountability and conflict resolution. The Cochrane Collaboration ; 2008 Aug 29 [cited 2014 Sep 25]. Available from : [http://www.cochrane.org/sites/default/files/uploads/minutes\\_reports/ccsg/EIC-editorialaccountabilityandconflictresolution.doc](http://www.cochrane.org/sites/default/files/uploads/minutes_reports/ccsg/EIC-editorialaccountabilityandconflictresolution.doc)
- 18) Van Der Weyden MB. Editorial independence is built on trust and communication. *Aust J Physiother.* 2002 ; 48 (3) : 167-8.
- 19) Webster P. CMAJ editors dismissed amid calls for more editorial freedom. *Lancet.* 2006 ; 367 (9512) : 720.
- 20) Kassirer JP. Assault on editorial independence: improprieties of the Canadian Medical Association. *J Med Ethics.* 2007 ; 33 (2) : 63-6.
- 21) Lapeña JF. Editorial independence and the editor-owner relationship: good editors never die, they just cross the line. *Singapore Med J.* 2009 ; 50 (12) : 1120-2.
- 22) 医学書院. 看護研究 : 投稿規定 ; last amended 2012 Feb 1 [cited 2014 Sep 25]. Available from : <http://www.igaku-shoin.co.jp/mag/toukudir/kkenkyu.html>
- 23) WAME. Policy Statements: The Responsibilities of Medical Editors ; posted 2003 Aug 5 [cited 2014 Sep 25]. Available from : <http://www.wame.org/policy-statements>
- 24) Japsen B. Ex-Editor Blasts AMA Interference. *Chicago Tribune.* 1999 Feb 17.
- 25) Japsen B. New England Journal Of Medicine Fires Top Editor. *Chicago Tribune.* 1999 Jul 27.
- 26) 医学書院. 週刊医学界新聞 (第3081号). 井部俊子. [連載] 看護のアジェンダ : (第114回) 検閲とお姉さん ; 2014 Jun 23 [cited 2014 Sep 25]. Available from : [http://www.igaku-shoin.co.jp/paperDetail.do?id=PA03081\\_04](http://www.igaku-shoin.co.jp/paperDetail.do?id=PA03081_04)
- 27) 神崎宣次. 異議申し立ての抑圧に抗して : 沈黙とアドヴォカシーをめぐる研究者の倫理. *社会と倫理.* 2012 ; 26 : 19-38.
- 28) Singer P. Appendix: On Being Silenced in Germany. In : Singer P. *Practical Ethics, Second Edition.* New York : Cambridge University Press ; 1993. p. 336-59. [山内友三郎, 塚崎智監, 監訳. 付録 : ドイツで沈黙させられたこと. In : ピーター・シンガー. 実践の倫理 (新版). 京都 : 昭和堂 ; 2002. p. 401-25.]
- 29) 朝日新聞デジタル. 池上彰さんの連載について おわびし, 説明します ; 2014 Sep 6 [cited 2014 Sep 25]. Available from : <http://www.asahi.com/articles/ASG956K76G95ULZU019.html>

(受理日 : 2014年10月8日)

(公表日 : 2014年10月20日)

\* \* \*